

災害時避難行動要支援者における
個別避難計画作成について

令和6年12月
飯田市

目 次

第1章 はじめに	1
第2章 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の役割について	2
第3章 災害時避難行動要支援者の避難支援制度	3
1 用語の定義	3
2 避難行動要支援者名簿について	4
(1) 避難行動要支援者名簿とは	4
(2) 避難行動要支援者名簿の登録対象者	4
(3) 避難行動要支援者名簿への登録	4
3 個別避難計画について	5
(1) 国における個別避難計画の経緯	5
(2) 飯田市における個別避難計画作成の基本方針	5-6
(3) 飯田市の個別避難計画に記載する事項（調査項目）	6
(4) 避難支援等実施者による支援について	6-7
(5) 年1回の個別避難計画の更新について	7
飯田市個別避難計画の完成イメージ	8
第4章 個別避難計画の作成の進め方	9
1 作成の基本的な流れと主なポイント	9
2 個別避難計画作成のフローチャート	10
3 飯田防災アプリ「結防」による個別避難計画の作成方法	11
(1) 避難計画の表示	11
(2) 個人情報の確認と編集	12
(3) 避難計画の確認と編集	13
(4) 支援関係の確認と編集	14-15
(5) PDF出力	16
(6) 医療的ケア児者の災害対応マニュアル	17-31

第1章 はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、亡くなられた方のうち 65 歳以上の高齢者が 55%を超えるなど、高齢者や障がい者が、地震に限らず自然災害が発生した際に被害に巻き込まれる可能性が高く、これら迅速な避難が難しい方への避難支援は、災害による被害を最小に抑えるために重要な課題となっています。

このような中で災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に留めるためには、住民と各団体、行政が一体となって「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の効用を平時からより一層高めていく必要があります。

一方で、大規模災害の発生時には、鉄道の運行停止、道路の損壊などにより交通事情が混乱するとともに、ライフラインの復旧や二次災害による火災への対応から、市をはじめ消防や警察等の防災関係機関が行える活動（公助）にはおのずと限界が生じてしまいます。

平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震では、前震、本震と 2 度の大きな揺れによって家屋の倒壊で閉じ込められた方のうち、約 8 割の方は、警察、消防、自衛隊による救助ではなく、家族や近所の人によって救出されたという調査報告があります。

阪神淡路大震災以後の大規模地震発生時でも、住民の安否確認、行方不明者の搜索、避難所の運営及び炊き出しなどが、地域の人々の手によって行われてきましたが、日頃から住民同士の結びつきが強い地域ほどこうした活動が円滑に行われていたと言われています。

災害が大きくなればなるほど、地域の助け合いが、より重要になってきます。

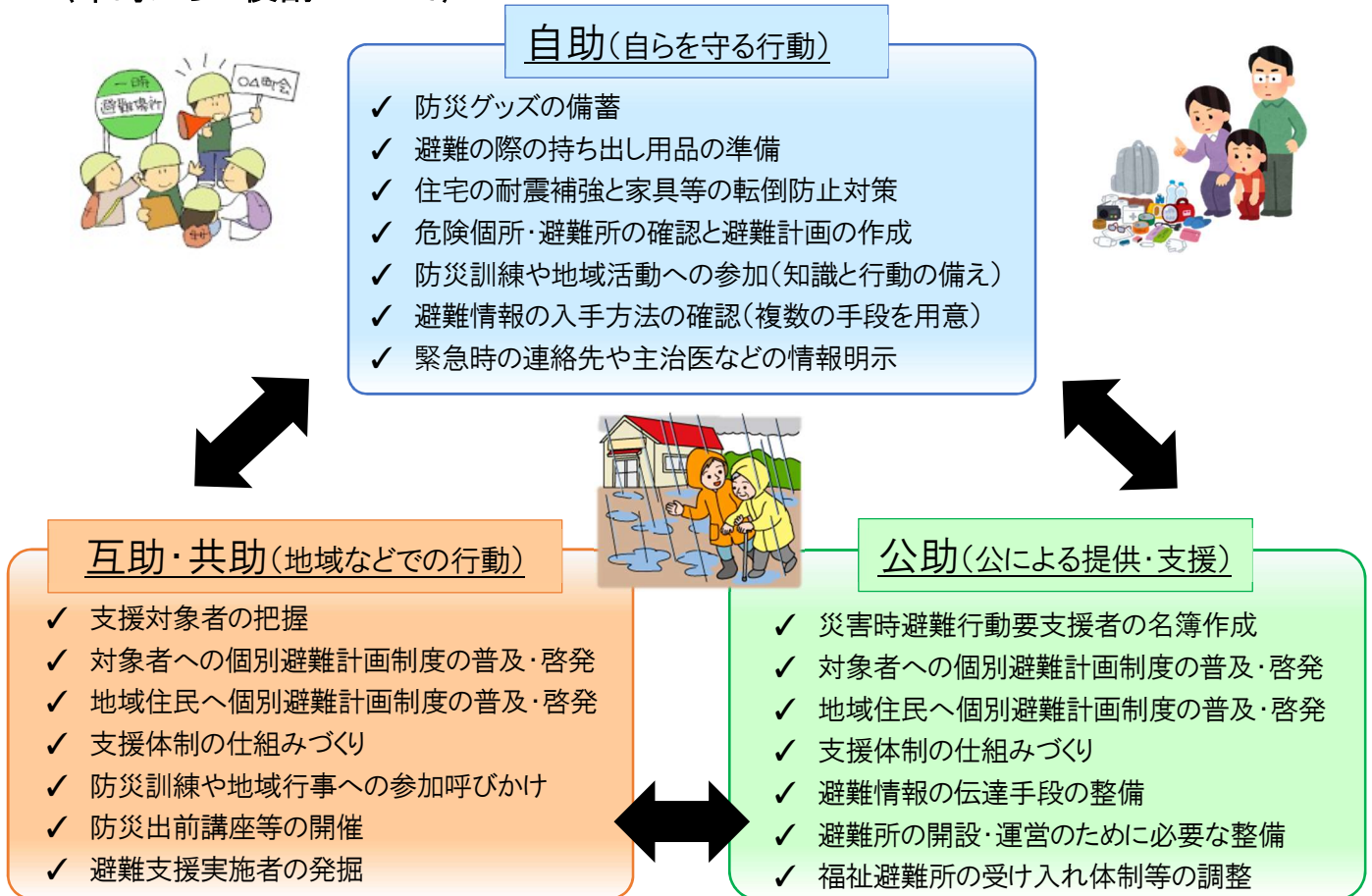
こうしたことから、「自分の命は自分で守る（自助）」、地域住民や介護・福祉サービス事業者等による「自分たちのまちは自分たちで守る（互助や共助）」といった地域ぐるみの支援体制を主体とし、避難に手助けが必要な方への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全を強化することを目的としてこの手引を作成しました。



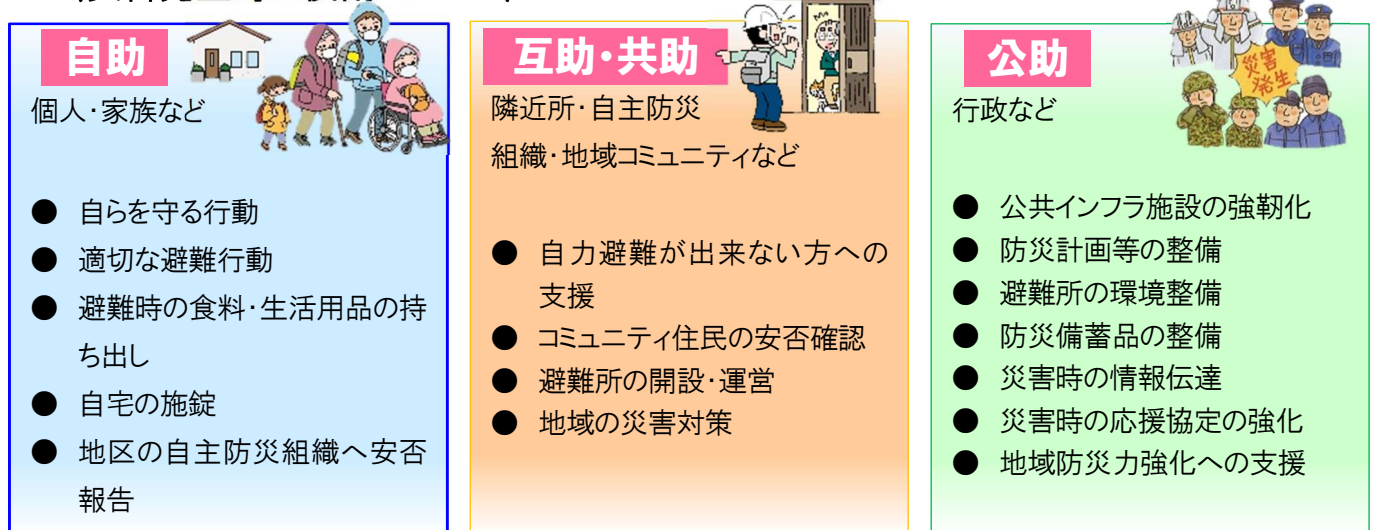
第2章 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の役割について

災害時はもちろんのこと、平時にも「自助」と「互助」と「共助」と「公助」それぞれの役割を明らかにしたうえで、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に連携を図り、避難のために支援が必要な方に対して、安全に避難行動が出来る体制づくりを構築し、適切な避難のもとで住民の安心を確保していくことが重要です。

〈平時からの役割について〉



〈災害発生時の役割について〉



第3章 災害時避難行動要支援者の避難支援制度

1 用語の定義

■ 要配慮者

要介護者、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人などのうち、災害時において特に配慮を要する方をいいます。

■ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に避難行動に対する支援を要する方をいいます。

■ 避難行動要支援者名簿

災害対策基本法（以下「法律」という。）第49条の10第2項及び飯田市地域防災計画に基づき、市が作成する避難行動要支援者の情報をあらかじめ登録した名簿です。

法律に則り、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無に関わらず、関係機関へ名簿が共有されます。

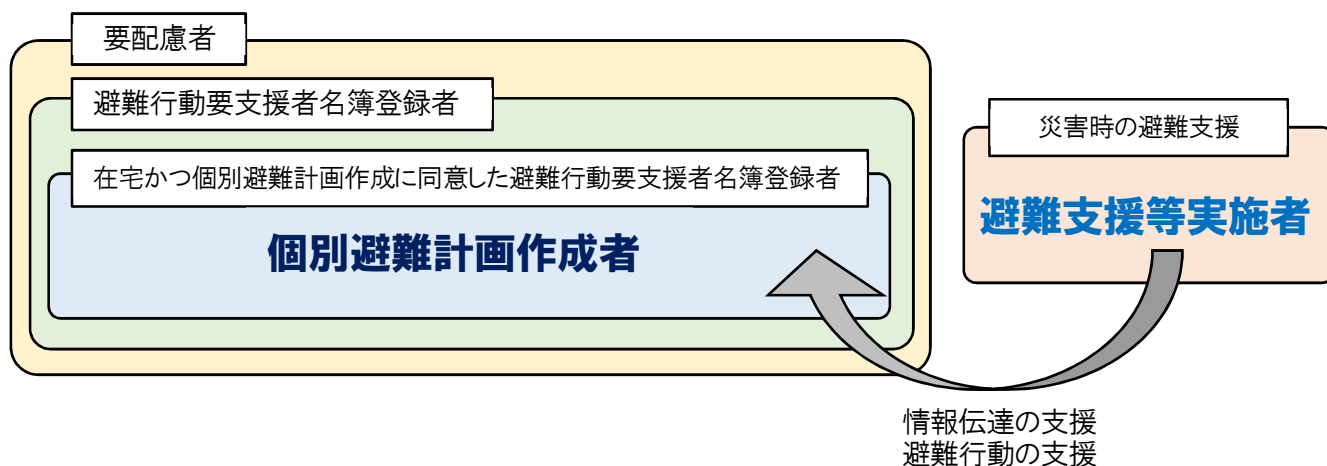
■ 個別避難計画

法律に基づき、避難行動要支援者名簿に登録された方のうち、「在宅者」で「平時に名簿開示に同意」された避難行動要支援者一人一人の避難行動計画です。個人の基本情報、避難のタイミング、避難支援等実施者、避難行動の際の配慮事項などを記載します。

■ 避難支援等実施者

災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する方をいいます。

〈関係図(イメージ)〉



2 避難行動要支援者名簿について

(1) 避難行動要支援者名簿とは

《法律義務化の経緯》

東日本大震災の教訓として、高齢者、障がいのある方等に対する情報提供、避難、避難後の生活支援など、様々な場面での対応が十分に成されていなかったことを受け、平時からこれらの方に関係する名簿の整備と活用が必要とされ、平成 25 年の法律改正により、市町村の避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。

《実施内容》

飯田市では、平成 25 年から毎年、災害時避難行動要支援者の名簿を作成し、名簿は、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、庁内関係部署や自主防災組織、警察、消防署などと共有するために保管しています。

避難行動要支援者名簿は毎年 4 月 1 日を基準日として一年ごとに見直しを図り、互助の円滑な支援の一助として活用します。

(2) 避難行動要支援者名簿の登録対象者

飯田市が名簿登録する対象範囲

- ア) 要介護者（要介護 3～5 の方）
- イ) 障がい者（障害支援区分 4～6 の方）
- ウ) 医療的ケア児者等
- エ) 上記以外で必要と認められる方

対象外

- ア) 乳幼児・・・生活の基盤が自宅にあり、家族の支援が得られるため
- イ) 妊産婦・・・対象時期が短期間で限定的なことに加え、対象者の異動頻度が高いため
- ウ) 児童・・・生活の基盤が自宅にあり、家族の支援が得られるため
- エ) 人工透析患者・・・公では患者の把握が困難なため
- オ) 傷病者・・・対象者の把握が困難なため
- カ) 外国人・・・日本語の理解度に差があるものの、個々での自力避難が十分に行動としてとれると判断できるため

(3) 避難行動要支援者名簿への登録

避難行動要支援者名簿への登録には、届出は不要です。

市内に住所があり、上記の対象者は全員が名簿に登載されます。

3 個別避難計画について

(1) 国における個別避難計画の経緯

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、法律の改正により、自治体ごとに避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたものの、令和元年の東日本台風や令和 2 年 7 月の豪雨災害において、高齢者などの避難行動要支援者の避難支援の実効性に対する課題が浮き彫りとなりました。

これを高めるため、令和 3 年に避難行動要支援者ごとに具体的な避難支援等について定める「個別避難計画」の作成が努力義務化され、国は、自治体ごとに概ね令和 8 年度中を目途に作成する旨の通達が出されました。

(2) 飯田市における個別避難計画作成の基本方針

国において個別避難計画の作成は努力義務とされていますが、個別避難計画の重要性を鑑み、飯田市では下記の方針で作成に取り組みます。

① 個別避難計画の作成対象者

避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、在宅者で、平時から関係者（行政、警察、消防署、まちづくり委員会、自主防災組織、民生児童委員）への名簿開示に対して同意された方を対象者として、個別避難計画を作成します。

② 個別避難計画の作成年度

個別避難計画は、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間で作成します。

③ 作成支援

個別避難計画の目的は第 1 章でも触れたように、災害発生時等に避難行動要支援者に対して、避難支援が迅速に行われ、被害を最小限に抑えるために作成するものです。このことから、計画内容は一人一人の生活実態に即した実効性の高いものである必要があります。

したがって、日ごろから避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を把握している介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の「福祉専門職」の参画及び支援を受け、本人や家族、地域や行政等が連携して計画作成を進めてまいります。

また、作成する個別避難計画が、より有効活用されるように、飯田市がスマートフォンやタブレット用に制作したアプリ『飯田防災アプリ「結防」^{ゆいぼう}』を活用して個別避難計画を作成することを基本とします。

しかし、本人や家族、個別避難計画を作成支援する福祉専門職が所属する事業所がスマートフォンやタブレットを所有していない場合、又はスマートフォンやタブレットで作成し難い場合は、紙ベースの「飯田市個別避難計画調査票」での調査を可能とし、調査完了後の調査票を飯田市に提出いただくことで、調査票を基に飯田市の担当がアプリに入力して個別避難計画を作成します。

なお、飯田防災アプリ「結防」で個別避難計画を作成する場合においても、避難支援等実施者をアプリ上で紐づけできない場合（避難支援等実施者が事前にアプリ登録しておく必要がある）は、避難支援等実施者のみ調査票に記載していただきます。この場合における作成支援業務は、アプリで作成したものとみなします。

④ 避難支援等実施者

災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する方を「避難支援等実施者」と呼びます（再掲）。

飯田市の個別避難計画では、1人の個別避難計画に対して避難支援等実施者を複数人選定（最低2人以上、うち1人は近隣者）することとしました。

避難支援等実施者を複数人選定できない場合は、まちづくり委員会関係者や民生児童委員等に相談させていただき、避難支援等実施者を複数人選任できるよう調整していきます。避難支援等実施者が行う支援の内容は、次ページ3（4）「避難支援等実施者による支援について」に後述します。

（3）飯田市の個別避難計画に記載する事項（調査項目）

① 法律で定められた事項

ア 避難行動要支援者に関する事項

避難行動要支援者本人の「氏名、生年月日、性別、住所又は居場所、連絡先、平時から関係者への名簿開示に対する同意、避難の時に必要な支援内容」

イ 避難支援等実施者に関する事項

避難支援等実施者の「氏名又は名称、住所又は居場所、連絡先、平時から関係者への名簿開示に対する同意、可能な支援内容」

ウ 避難先と避難経路に関する事項

避難行動要支援者本人の「避難施設、そのほかの避難場所、避難経路」

② その他の事項

避難行動要支援者本人の「情報取得方法、避難の準備の警戒レベル、避難行動開始の警戒レベル、その他の情報」

③ 医療的ケア児者の追加記載事項（※医療的ケア児者のみ）

医療的ケア児者とは、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な方をいいます。

医療的ケア児者は、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合、電源確保や医療用具・衛生材料の持ち出し等が必要になります。また、避難や移動に人手や時間を要することから、多職種との連携が必要となります。

このことから、医療的ケア児者については、上記の個別避難計画に加え、追加で災害対応マニュアルを作成し、飯田防災アプリ「結防」から連動して、災害対応マニュアルも閲覧できるようにします。

(4) 避難支援等実施者による支援について

災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、避難支援等実施者による支援は、大きく分けて「情報伝達」、「安否確認」、「避難行動」の支援の3つに分類されます。

① 避難情報の収集・伝達と避難の声掛け

避難行動要支援者は、避難等に関する情報収集ができないことや行動に時間を要する場合があります。危険が差し迫っている場合など、状況によっては避難支援等実施者が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難準備などの情報等を伝えることが必要となります。

② 安否確認

災害発生時に、被害を最小に抑えるために避難行動要支援者の安否をより早く、正確に確認し、住宅倒壊等により避難が必要な場合は、いち早く支援することが大切です。

いざという時に迅速な安否確認を行う体制を構築するため、避難行動要支援者を含めた訓練を通じて報告、集約手段・方法を確認することが重要です。

また、他の避難支援等実施者にも避難をしたことを告げる目印などを決めておくことも重要となります。

③ 避難行動の支援

避難行動要支援者と避難支援等実施者が、平常時から相互にコミュニケーションを図り、どのような支援が必要かなど十分話し合っ^てて計画作成を行い、お互いに共有し、信頼関係を深めておくことが大切です。

災害時に避難支援等実施者は、できる範囲内で避難支援を行っていただきますが、無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させることもありますので、人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行うようにしてください。

また、専門的な技術や知識が必要な場合は、無理な活動は行わず、行政機関等への救助の要請を行うようにしてください。

(5) 年1回の個別避難計画の更新について

個別避難計画の作成が完了した対象者については、翌年から、年1回、作成した個別避難計画に変更点がないか確認を行います。

個別避難計画の更新は、福祉専門職によるケアプラン等の見直しなどの訪問時を確認の機会として聞き取りを行います。聞き取りの際、住所や連絡先、必要な支援内容といった本人の情報と、避難支援等実施者や避難先等の変更がないかを確認し、修正がある場合は、飯田防災アプリ「結防^{ゆいぼう}」を活用して更新を行います。

なお、アプリによる更新がし難い場合は、新規登録と同様に紙ベースでの調査をお願いします。

飯田市個別避難計画の完成イメージ

飯田市個別避難計画

避難行動要支援者

個別避難計画に記載された情報は、避難支援等の実施に必要な程度で当該地区の自主防災会組織や消防、警察等の避難支援等関係者に提供されることとなります。また、計画に記載された情報の一部だけを消防や警察等の避難支援等関係者に提供することも可能です。提供先では必要以上に共有することのないようにするなど、情報漏洩などの防止の対応に努めます。

ふりがな	いいだ たろう	計画の情報を避難支援関係者及び関係者に提供することを同意します	生年月日	昭和20年1月1日
氏名	飯田 太郎	✓	性別	男 女
住所又は居場所	飯田市大久保町2534			
連絡先	第一連絡先	090-****-****	避難するときに必要な支援の内容 難聴に関して配慮いただきたいです 右足が不自由のため支援いただきたい	
	第二連絡先	0265-****-****		

避難支援等実施者

避難支援等実施者本人やその家族等の生命及び身体を守るが大前提です。
また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援実施者に対して、避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。避難支援実施者は、個人である必要はありません。組織や団体を記載することも可能です。

ふりがな	ふくし うめこ	計画の情報を避難支援関係者及び関係者に提供することを同意します	できる支援
氏名又は名称	福祉 梅子	✓	☒ 「高齢者避難等」などの避難情報の伝達 ☒ 避難しているかの確認 ☒ 声掛けをして一緒に避難する ☒ その他 ※具体的に記載ください ・車両での送迎 ・車いすでの移動
住所又は居場所	飯田市●●町●●●番地 ●●ハイツ●●号室		
連絡先	080-****-****		
ふりがな	ぼうさい いちろう	計画の情報を避難支援関係者及び関係者に提供することを同意します	できる支援
氏名又は名称	防災 一郎	✓	☒ 「高齢者避難等」などの避難情報の伝達 ☐ 避難しているかの確認 ☐ 声掛けをして一緒に避難する ☒ その他 ※具体的に記載ください ・メールやFAXで安否確認 ・電話連絡
住所又は居場所	飯田市●●町●●●番地		
連絡先	090-****-****		
ふりがな	▲▲かい▲▲ほーむ	計画の情報を避難支援関係者及び関係者に提供することを同意します	できる支援
氏名又は名称	▲▲会▲▲ホーム	✓	☒ 「高齢者避難等」などの避難情報の伝達 ☒ 避難しているかの確認 ☐ 声掛けをして一緒に避難する ☐ その他 ※具体的に記載ください
住所又は居場所	飯田市●● ■■■番地		
連絡先	0265-****-****		

避難のタイミング

あなたの避難するタイミングを記載ください。
避難支援実施者は「避難のタイミング」を読み取って支援をお願いします。
併せて、平時から避難情報などの情報取得方法についてもご確認ください。

情報取得方法 ※取得方法は複数 緊急告知ラジオ 飯田市地域情報アプリ	避難の準備 警戒レベル3 高齢者避難等	避難行動の開始 警戒レベル4 避難指示	その他 避難が完了の場合は、玄関ドアノブに黄色のタオルを巻き付けておきます
---	-------------------------------	-------------------------------	---

避難先・避難経路など

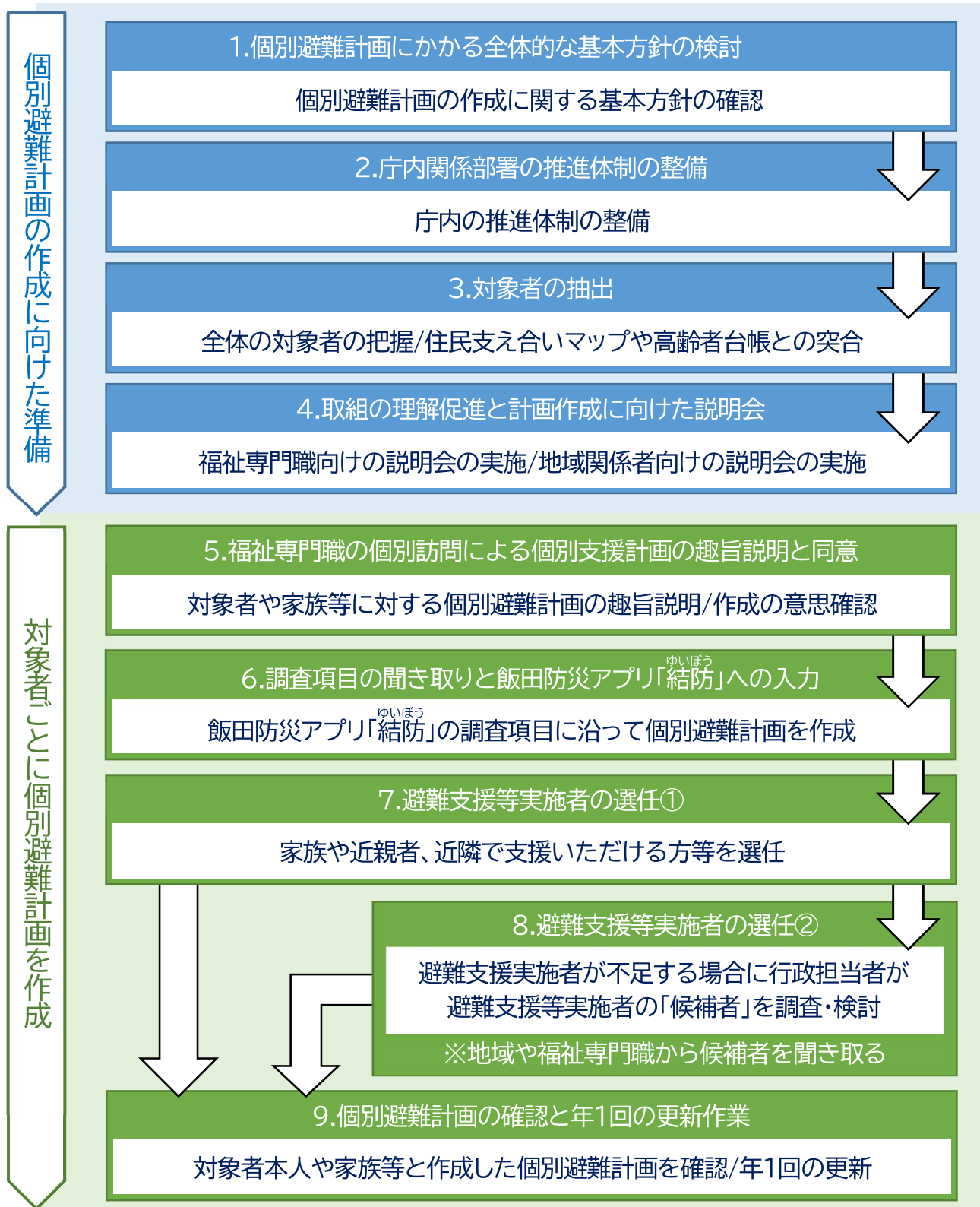
避難経路は、災害時に通ることが予定されている経路を書いてください。
災害の状況によっては、記載のとおり避難できない場合があります。
その場合は、状況に応じて避難経路や避難先を変更し、どなたかにあなたの安否を報告してください。

避難先 [立ち退き避難の場合] 下伊那 一郎宅 [垂直避難の場合] 自宅2F(道路側)	避難経路 自宅→県道◆号線→●橋の市道→下伊那 一郎宅	その他 玄関先に必要なものを入った非常持ち出し袋を用意しているので忘れずに持ち出すようにお願いします
安否報告先 ○○自主防災会	安否報告連絡先 0265-****-****	

第4章 個別避難計画作成の進め方

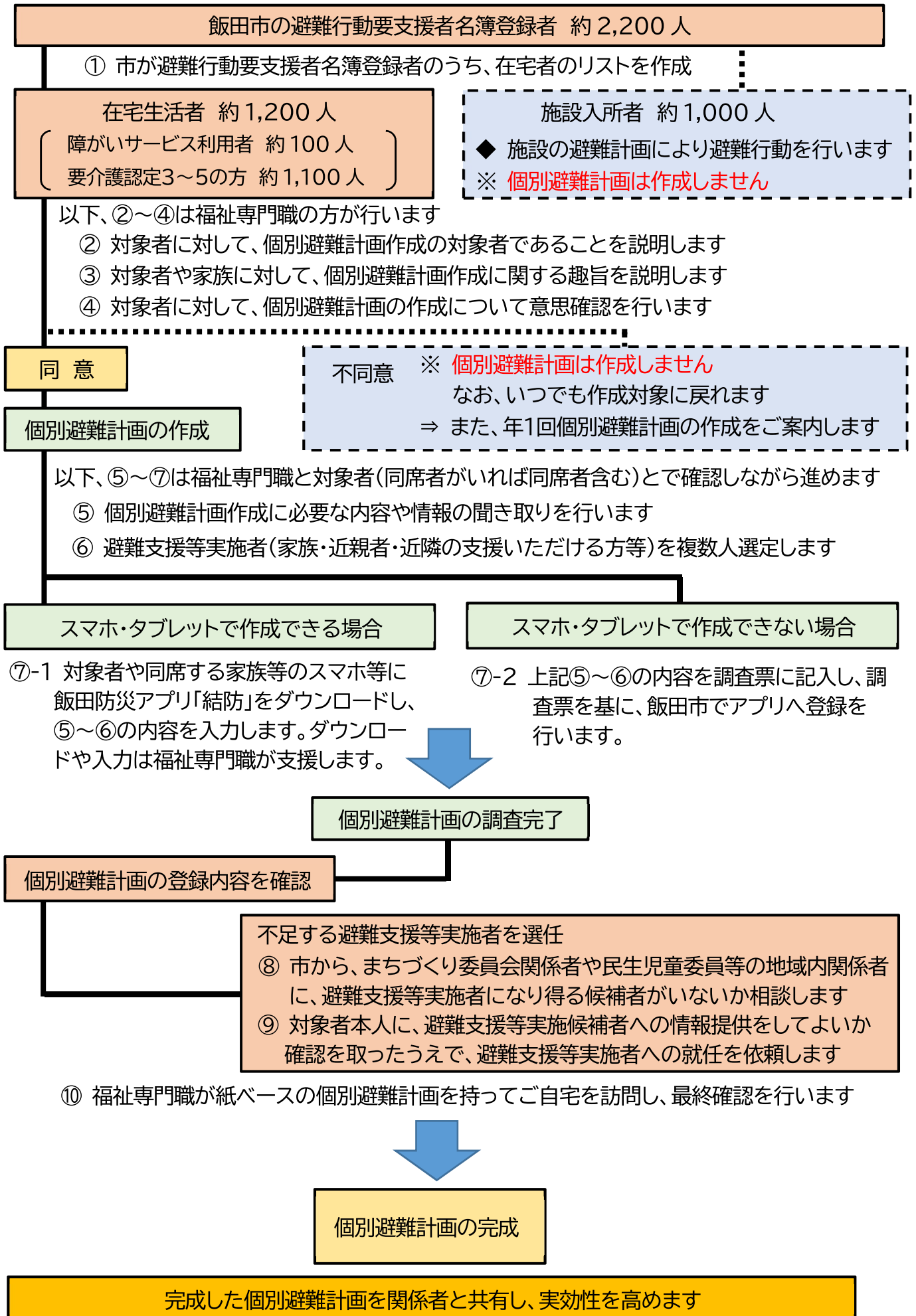
1 作成の基本的な流れと主なポイント

個別避難計画の作成においては、計画の作成に向けた「準備」と「作成」の2段階があります。その基本的な流れを以下に示します。



平時から関係者と情報を共有し、訓練等を通じて、実効性のある個別避難計画に

2 個別避難計画作成のフローチャート



3 飯田防災アプリ「結防」による個別避難計画の作成方法

1

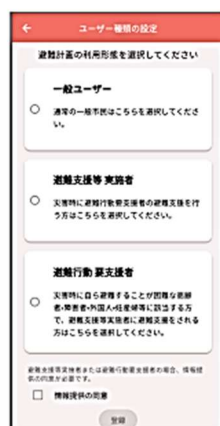
避難計画の表示



個別避難計画 画面表示手順

1. 「メニュー」画面の左上にある「わが家の避難計画」をタップして表示します。

※初回起動時は「ユーザー種類の設定」画面が表示されます。



ユーザー種類の設定手順(初回起動時)

1. 利用形態を選択します。
2. 「情報提供の同意」をタップすると、同意を求めるダイアログが表示されます。内容を確認し、同意できる場合は「同意します」ボタンをタップしてください。

※ここで選択したものは後から変更できません。

画面説明

※表示項目はユーザーのタイプによって異なります。

共通項目

- あなたの個人情報
- あなたの避難計画

一般

- 共通項目のみ

支援者

- 共通項目
- あなたが避難支援を行う人

要支援者

- 共通項目
- あなたの避難を支援する人

各項目をタップすると、詳細情報が展開されます。





確認・編集できる内容

- 個人情報
- 住所または居場所
- 所属地域
- 連絡先
- 災害時要支援者区分（要支援者のみ）
- 必要な支援（要支援者のみ）
- 医療情報（要支援者のみ）

登録内容の確認手順

1. 「避難計画」画面で、「あなたの個人情報」をタップして展開します。

個人情報の変更手順

1. 「あなたの個人情報」の「変更」ボタンをタップします。
2. 「個人情報 登録」画面の入力欄に個人情報を入力します。
3. 「保存」ボタンをタップします。



必須項目

必須と書かれた項目は空欄で保存することができません。

氏名 **必須**

一般 次郎

住所自動入力

郵便番号を入力し、「住所検索」ボタンをタップすると、都道府県、市区町村、町域が自動で入力されます。





確認・編集できる内容

- 災害区域
- 風水害時避難計画
- 地震時避難計画

登録内容の確認手順

1. 「避難計画」画面で、「あなたの避難計画」をタップして展開します。

避難計画の変更手順

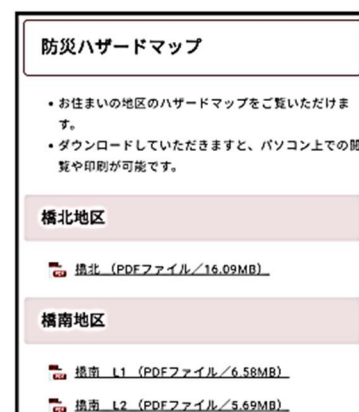
1. 「あなたの避難計画」の「変更」ボタンをタップします。
2. 「避難計画 登録」画面の入力欄に避難計画内容を入力します。
3. 「保存」ボタンをタップします。



災害区域の確認手順

※現在、この機能は調整中です。

1. 「災害区域を調べる」ボタンをタップします。
2. 飯田市のwebサイトが表示されるので、スクロールします。
3. 防災ハザードマップの自分が住んでいる地域のファイルをタップします。
4. 表示された地図を拡大し、自分の住んでいる場所の災害区域を確認します。
災害区域の表記方法については地図に記載されています。
5. 避難計画登録画面に戻り確認した災害区域を選択します。



※支援者、要支援者でのみ表示される項目です。



確認・編集できる内容

- ・ 支援関係にあるユーザーの情報
- ・ できる支援の内容

※変更・編集は「支援者」のみ行えます。

登録内容の確認手順

1. 「避難計画」画面で、「あなたが避難支援を行う人」もしくは「あなたの避難を支援する人」をタップして展開します。

※支援者や要支援者が登録されていない場合は、「支援関係が登録されていません」などのメッセージが表示されます。



支援者が要支援者の情報を確認する手順

1. 「あなたが避難支援を行う人」の「詳細」ボタンをタップします。

要支援者の避難計画が表示され、自分の避難計画と同じように確認できます。

表示している要支援者に対して行える支援を設定する項目「あなたができる支援」が表示されます。



支援関係の追加手順

- 「あなたが避難支援を行う人」の「変更」ボタンをタップします。
- 「支援関係 編集」画面の「要支援者を追加」ボタンをタップします。
 - QRコード読み取りの場合：
 - 「QRコード読み取り」ボタンをタップします。
 - カメラの場合：追加したいユーザーのQRコードをカメラで読み取ります。
 - ギャラリーの場合：追加したいユーザーのQRコードが映った画像を選択します。
 - 文字コードの場合：
 - 追加したいユーザーのユーザーコードを入力します。
 - 「ユーザーコードで参加」ボタンをタップします。
- 確認ダイアログが出てくるので、「追加する」ボタンをタップします。

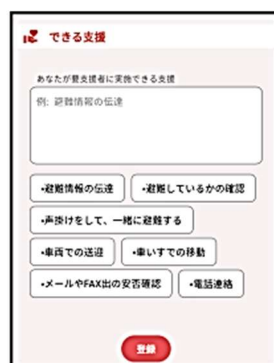


支援関係の解除手順

- 「あなたが避難支援を行う人」の「変更」ボタンをタップします。
- 「支援関係 編集」画面で解除したい要支援者の「解除」ボタンをタップします。
- 確認ダイアログが表示されるので、「解除」ボタンをタップします。

あなたができる支援変更手順

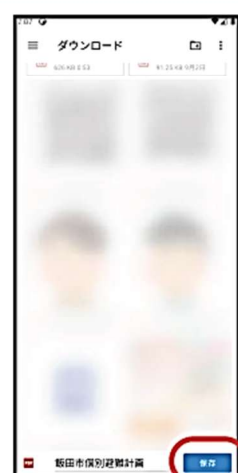
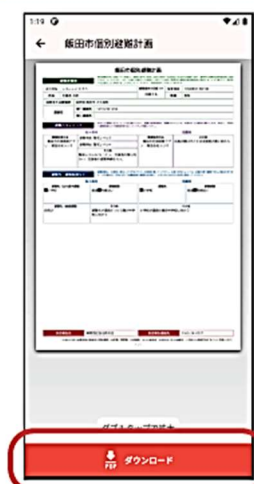
- 「支援者が要支援者の情報を確認する手順」に従って表示した要支援者の避難計画で、「あなたができる支援」をタップします。
- 「変更」ボタンをタップします。
- あなたが要支援者にできる支援を入力します。
- 入力欄の下にあるボタンからも入力ができます。
- 「登録」ボタンをタップします。





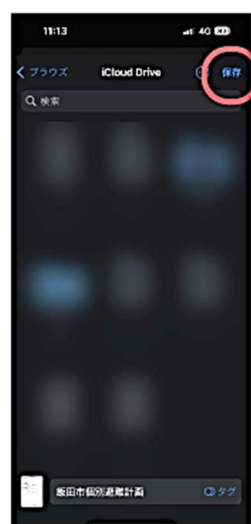
PDF出力手順 (android)

1. 「避難計画」画面で、右上のPDFアイコンボタンをタップします。
2. 下部の「ダウンロード」ボタンをタップします。
3. 青いPDFボタンをタップします。
4. 下部の「保存」ボタンをタップします。



PDF出力手順 (ios)

1. 「避難計画」画面で、右上のPDFアイコンボタンをタップします。
2. 下部の「ダウンロード」ボタンをタップします。
3. 右上のアイコンボタンをタップします。
4. 「ファイルに保存」をタップします。
5. 「保存」をタップします。



医療的ケア児者のみ

災害対応マニュアル

しめい
氏名：

作成(更新)日 令和 年 月

1. 災害発生時の行動フローチャート
2. 医療機器の確認
3. 停電になった場合
4. 安否確認の方法とルール
5. 自宅待機が困難な場合の避難先
6. 避難経路
7. 避難する際にもっていくもの
8. 人工呼吸療法詳細
9. 本人紹介 ① ②
10. 関係者リスト①(医療・福祉・事業所等)
11. 関係者リスト②(家族友人等)

災害発生時の行動

災害発生

避難のタイミング

(個別避難計画アプリ上に記載)

病状は安定しているか
人工呼吸器が正常に動いているか

病状安定 and
呼吸器正常

病状不安定 or
呼吸器トラブル

家屋の損壊・倒壊
電力断絶(停電及び代替電力なし)
があるか

なし

あり

呼吸器トラブルの場合、
アンビューバック開始

【連絡】
次ページ「医療機器の確認」に
ある連絡先へ

支援者

医療機関へ

無事

被災

事前避難

しない

する

避難先①

Tel

避難先②

Tel

避難先③

Tel

自宅待機

いつでも避難できるよう、準備をしておきましょう。

医療機器の確認

○ 避難支援者の状態、人工呼吸器が正常に作動しているかどうか確認してください

確認のポイント

- ・ 人工呼吸器等、本体に破損がなく、作動しているか
- ・ 異常な音、臭いは出ていないか
- ・ 呼吸回路の各接続部にゆるみはないか
- ・ 回路は破損していないか
- ・ 設定値が変わっていないか

* アラームが鳴っていないなくても必ず確認しましょう

○ 正常に作動していない場合はすぐにアンビューバックによる呼吸を開始してください。アンビューバックはカニューレの口に装着し、あわてずゆっくり押して、自然にバックが再び膨らむのを待ってから、また押します。

呼吸器トラブル or 病状不安定

主治医や医療機器提供業者などの連絡先を記入

- ① 医療機器会社:
- ② かかりつけ医:
- ③ 訪問看護:
- ④ 救急隊:

停電になった場合

中部電力パワーグリッドのアプリを確認して下さい

広域停電で長時間復旧の目途が立たない場合、中部電力と連絡が取れない場合は、電源が確保できる場所へ避難しましょう。

中部電力パワーグリッド登録 あり なし

人工呼吸器の内部バッテリーの持続時間は

時間です

外部バッテリーの持続時間は

時間程度です（充電状態による）

吸引器のバッテリー持続時間は連続使用で

です（事前に確認しておきましょう）

自発呼吸 無し ⇒アンビューバック使用

あり 人工呼吸器離脱可能時間

分

安否確認の方法とルール

大規模災害時

災害用伝言ダイヤルの利用（171）

登録電話番号 氏名 TEL（ ）

ダイヤル 171 ⇒ ガイダンス 録音を残す **[1]** 再生をする **[2]**

登録電話番号を入力することで 録音を残す、再生をすることが可能

ルール 新しい内容から順次再生されていくので、必要な内容のみを録音に残す。

「 氏名、どこにいるのか、現状、次の行動 」

災害用伝言版の利用(web171)

PC やスマートフォン等から固定電話や携帯電話等の電話番号を入力して安否情報の登録確認を行うことができる URL <https://www.web171.jp> へアクセス

降雨災害時等の安否確認

SNS 等の利用

電話連絡 連絡先

自宅での療養が困難な時の避難先

呼吸器が動いていない時 → 近くの医療機関

電気が停まっている時 → 電源が確保できる場所

1 番 目

例えば 母実家

TEL

へ連絡

住所

へ避難

2 番 目 『1 番 目』に避難できない場合

例えば 父実家

TEL

へ連絡

住所

へ避難

最終避難先 地域指定避難所

へ避難

避難先へ経路

(必要に応じて地図を貼り付けましょう)

①自宅⇒避難所()

②自宅⇒避難所()

③自宅⇒避難所()

避難する際に持っていくもの

書類関係	☐ 保険証 ☐ 医療券(通院券) ☐ 受給者証 ☐ 薬手帳(内服している薬の情報が記載されているもの) ☐ 介護保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 緊急医療手帳 ☐ ☐ ☐
医療用具 ・ 衛生材料	☐ 経管栄養剤 ※最低 3 日分必要 ☐ 吸引吸入器、吸引チューブ ☐ 人工呼吸器と外部バッテリー ※バッテリーは充電を確認しておきましょう。 ☐ アンビューバック ☐ 内服薬 ☐ オムツ ☐ ガーゼ ☐ 蒸留水 ☐ 使い捨て手袋 ☐ タオル類 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
一般共通	☐ 車の鍵 ☐ 運転免許証 ☐ 現金 ☐ 懐中電灯 ☐ 乾電池 ☐ ラジオ ☐ 軍手 ☐ ナイフ・缶切り ☐ マッチ・ローソク ☐ 洗面用具 ☐ ティッシュ ☐ 備蓄食料 ☐ 飲み水 ☐ 新聞紙 ☐ 下着類 ☐ 雨具 ☐ スリッパ ☐ ヘルメット ☐ 携帯カイロ ☐ ☐ ☐ 携帯電話の充電器(乾電池式、ソーラー式等) 他、必要なものをまとめておきましょう

避難する際に持っていくもの

どこにある？

どの荷物？（写真で）

人工呼吸療法の詳細

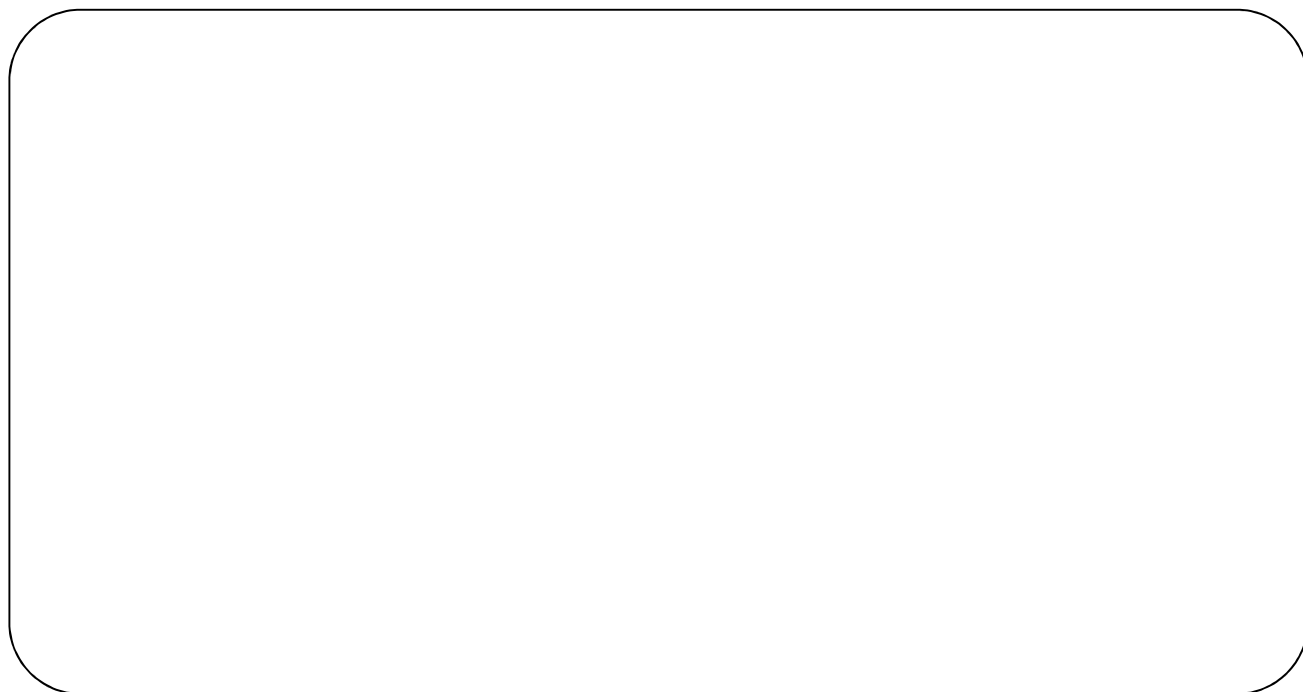
自発呼吸	なし あり(分)
------	-------------------------

機種	
換気モード	
1回換気量	ml [吸気圧]
呼吸回数	回/分 [自発呼吸を含め 回/分]
吸気時間	秒
離脱	可(約 分) ・ 不可
酸素流量	ℓ/分

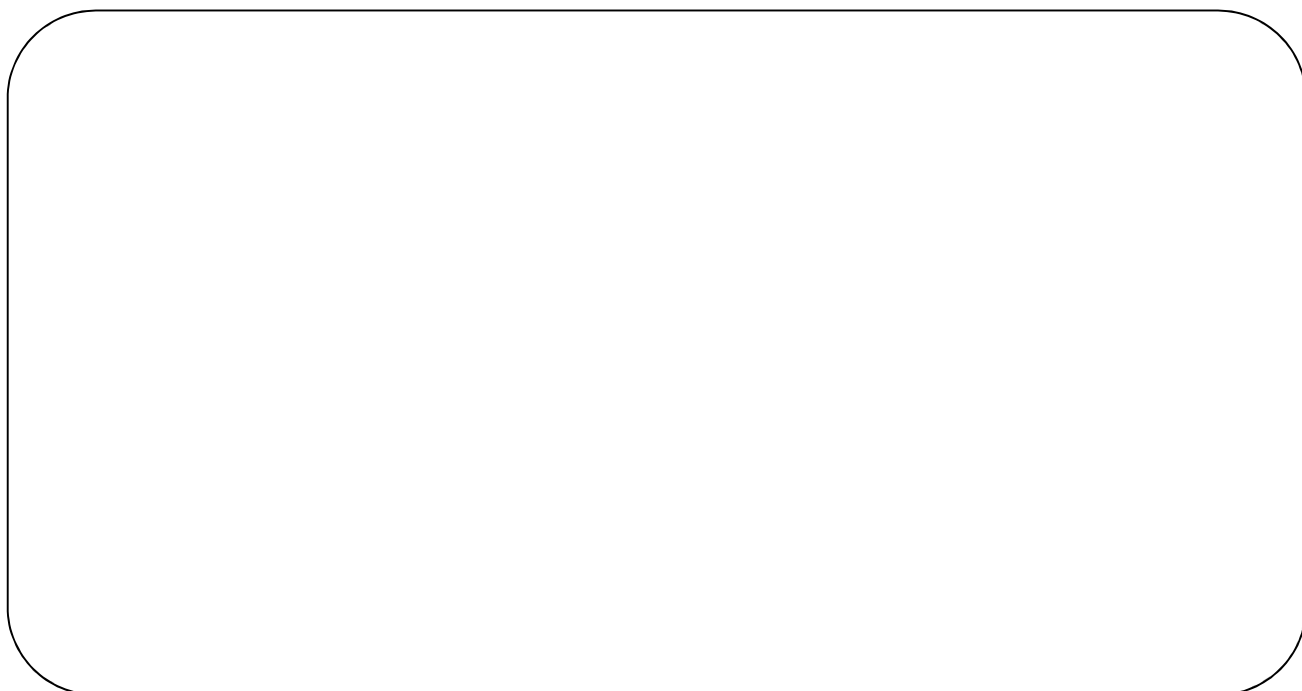
医療機器取り扱い事業所

会社名	
平日連絡先 担当者	営業所 [氏]
平日夜間および 土日祝日連絡先	

人工呼吸器と回路の接続



人工呼吸器と外部バッテリーの接続



本人紹介①

氏 名			性別	
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)			
住 所	(Tel)			
診 断 名				
主 治 医	医療機関名			
	医 師 名	医師		
経過				
服薬中の薬			合併症等	
基礎情報	身 長	cm	体 重	kg
	血 圧	mmHg	体 温	℃
	脈 拍	回/分	S p O ₂	%

本人紹介②

呼吸	換気モード			
	1 回換気量	mℓ	呼吸回数	回
	吸気時間	秒	FiO ₂	%
	離脱	可(分) ・ 不可		
吸引	気管内チューブ	製品名 (Fr)		
	吸引チューブ	サイズ	Fr	
	吸引回数	回/日 (うち夜間 回)		
栄養	摂取方法	経口・経鼻・胃ろう・IVH・その他		
	種類・摂取量	kcal	回/日	
排泄	方法	尿:	便:	
	通常量	尿:	便:	
コミュニケーション方法: 会話・筆談・文字盤・意志伝達装置				
避難の際 注意が必要なこと				

医療的ケア児者のみ

関係者リスト①

(医療・福祉・事業所等)

[illegible]

関係者リスト②

(家族・親戚・友人等)

続柄	氏名	住所	電話番号